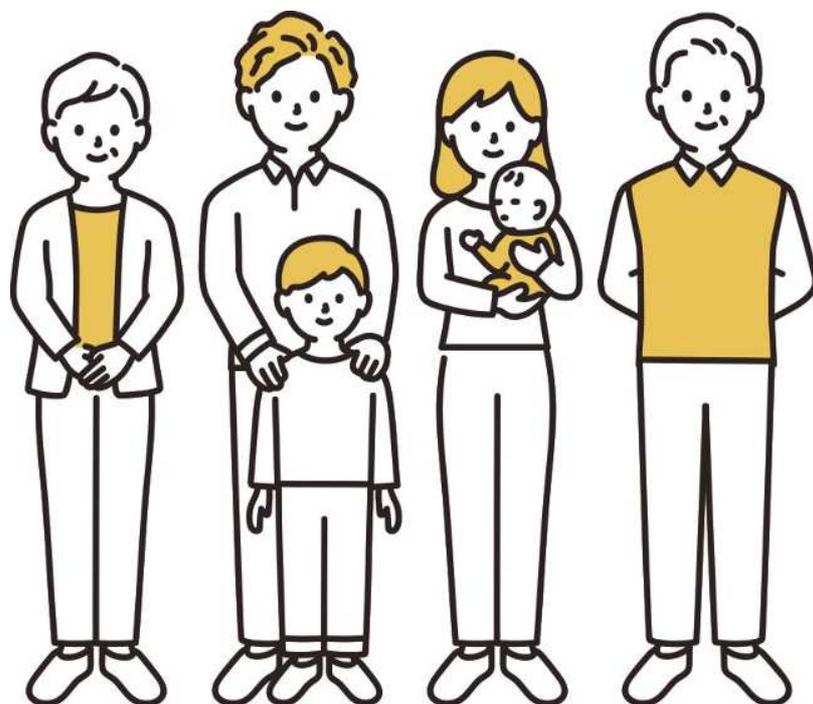




自治会活動・運営

# お役立ちマニュアル vol.2



令和4年3月

江別市自治会連絡協議会・江別市



## はじめに

---

平成26年度に「自治会活動・運営ちょこっとお役立ちマニュアル vol.1」を発行してから7年、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。平成30年に発生した北海道胆振東部地震や、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応など、以前にも増して非常時の助け合いが求められる世の中になってきました。

近年の人と人の距離を保つための自粛生活や、コミュニケーションのオンライン化によって、隣近所との付き合いが希薄になっていくなか、こうした変化に伴って、自治会の在り方に頭を悩ませている方も多いのではないのでしょうか。

災害や感染症はいつ発生するか分かりませんが、非常時こそ地域の支えあいや隣近所の方との連携が求められます。

自治会はその活動を通して、地域に住む方々の日常生活やつながりを支えており、こうした日常の関わり合いが、非常時の迅速な対応など、安全安心なまちづくりの基盤となっていることを忘れてはいけません。

このマニュアルには、自治会の活動や必要性、具体的な活動事例などを掲載しております。ぜひご一読いただき、みなさまの自治会運営にお役立ていただければ幸いです。

江別市自治会連絡協議会・江別市

# も く じ

<b>I 江別市の自治会の現状</b> .....	1
1. 江別市の自治会について	
2. 江別市の自治会加入状況	
3. 江別市の自治会が抱える課題について	
<b>II 自治会って何をしてるの？ どうして必要なの？</b> .....	4
1. 自治会とは	
2. 自治会の活動内容について	
3. 自治会は地域の生活に必要な存在です	
4. 江別市自治会連絡協議会とは	
<b>III 自治会の運営</b> .....	8
1. 自治会の運営にあたって	
2. 個人情報の取扱いについて	
<b>IV 自治会への加入促進に向けて</b> .....	13
1. なぜ加入促進しなければいけないの？	
2. 加入促進の方法	
<b>V コロナ禍での自治会活動・・・どうする？</b> .....	16
1. 感染防止対策と新しい生活様式について	
2. コロナ禍における自治会活動について	
3. 活動を実施するために	
4. 特に注意が必要な活動	
5. それぞれの活動における具体的な留意点	

VI 活動事例紹介	.....	20
VII 自治会関係補助金制度のご紹介	.....	28
VIII 江別市自治会連絡協議会ホームページについて	.....	43
IX 様式集	.....	44

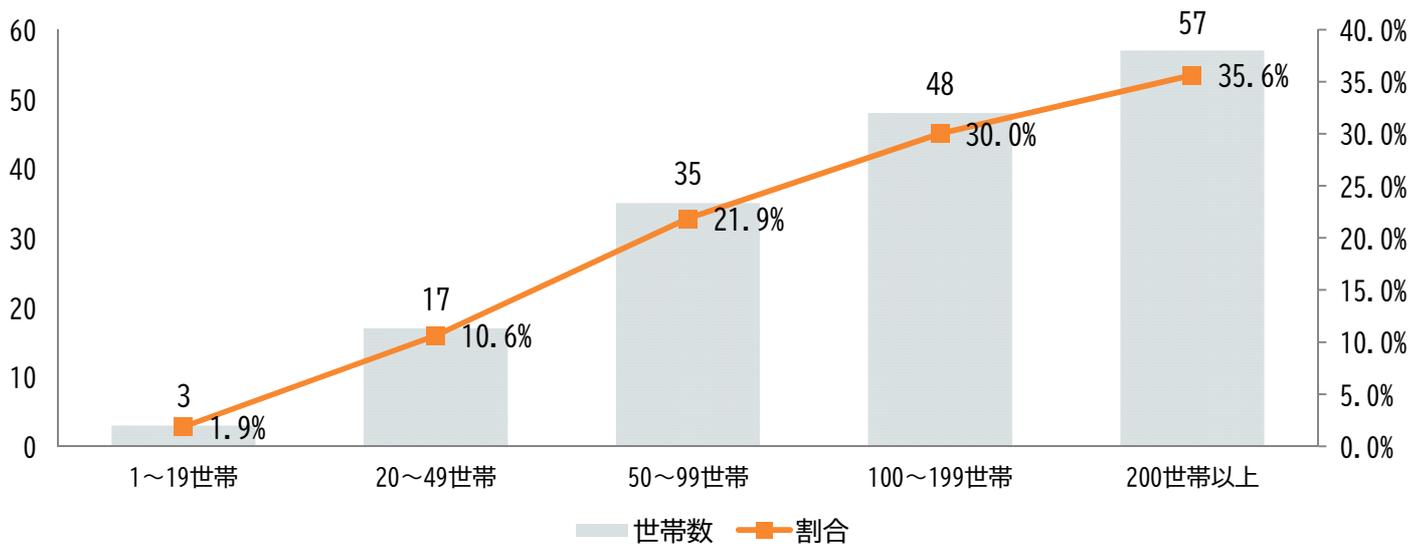


# I 江別市の自治会の現状

## 1. 江別市の自治会について

江別市には江別地区に53、野幌地区に47、大麻地区に63、合計163の自治会があります（令和4年3月現在、現在活動休止中の自治会も含む）。

江別市の自治会の加入世帯数別の割合を調べると、100～199世帯が30.0%、200世帯以上が35.6%と6割以上が100世帯以上となっています。



## 豆知識 ～ 江別市での自治会、自連協の誕生 ～

江別市では自治会が誕生する前、自治会の前身ともいえる「市政区」という住民組織がありました。市政区では、市行政の住民への伝達、協力要請及び住民の転入出の証明書の発行、広報や連絡文書の配付など行政の末端業務を行っていました。

しかし、その後急速な都市化現象により様々な問題が噴出し、その解決のため市政区の体質改善や住民参加による自主活動のできる組織への発展を望む声が出始めました。

昭和39年に江別市社会福祉協議会は自治会規約準則や組織図を作成し、3か所のモデル区の指定と1か所あたり3万円の助成を実施しました。そして翌、昭和40年に4自治会が誕生し、41年には新たに16の自治会が結成され、合計20自治会となりました。

また、江別市自治会連絡協議会は20自治会となった昭和41年の12月に結成総会が開催され、誕生することとなりました。ちなみに昭和41年は江別市の庁舎が高砂町の現在の場所に完成した、江別市史の上でも記念すべき年となっています。

このように江別市の自治会や江別市自治会連絡協議会は、誕生から50年以上の歴史があります。先輩方が築いた歴史や想いを引き継ぎ、私たちもそれを後世に伝えていけるように活動に取り組んでいければと思っています。

## 2. 江別市の自治会加入状況

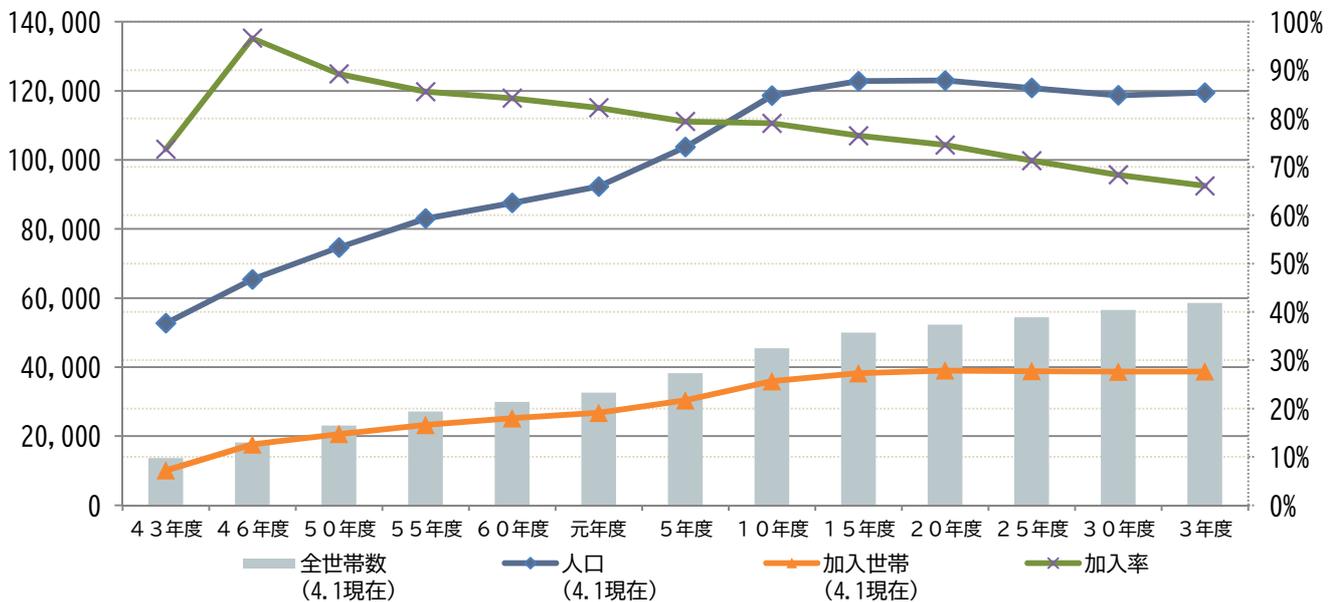
江別市の令和3年4月現在の自治会加入率は「66.1%」です。昭和46年度の96.6%をピークにその後ゆるやかに低下し、平成元年度では82.2%、平成30年度では68.4%となりました。

自治会に加入している世帯数は、平成17年度以降ほぼ横ばいになっています。しかし、平成20年4月に導入された後期高齢者医療制度により、同じ建物に住む世帯が分離する世帯分離の進行や、集合住宅等に居住している単身世帯の増加などにより、世帯数が増加しています。

この世帯数の増加が、自治会加入世帯率の割合が低下している要因の一つと考えています。

また近年では、令和元年に15年ぶりに人口増となったことや、令和2年には年齢0歳から14歳の転入超過数(転出入の差し引き)が全国の市町村で12位となるなど、明るい話題も出てきています。

今後の江別市を担っていく、若い世代が多く転入してきている今こそ、地域の発展や安心安全のため自治会活動を推進し、地域の人々同士で支え合う基盤をもう一度作る必要があると考えています。



	昭和46年	平成元年	平成17年	令和3年
人口 (人)	65,420	92,316	124,032	119,502
全世帯数 (世帯)	18,218	32,575	50,608	58,598
加入世帯数 (世帯)	17,604	26,783	38,448	38,722
加入率 (%)	96.6%	82.2%	76.0%	66.1%

### 3. 江別市の自治会が抱える課題について

#### (1) 自治会員および自治会役員の高齢化

江別市が令和3年に実施した市内自治会に対するアンケート調査結果をみると、「会員の中で高齢者（65歳以上）の割合が50%を超える自治会」が31.5%、「役員の平均年齢が60代以上の自治会」が76.3%となっています。

少子高齢化の流れだけでなく、自治会への関心が希薄になり、隣近所や地域での繋がりを必要としない“自治会離れ”が進行していることも要因であると考えています。

#### (2) 会長・役員等の担い手不足

自治会アンケートの調査結果をみると、「後継者がおらず引き続き会長をしなければならない」自治会が41.6%、「役員等の担い手が不足している」自治会が78.1%となっています。長年の課題であり、各自治会が解決に向けて様々な取り組みを講じていますが、なかなか解決とは至っていない状態です。

担い手不足が起きる要因として、前述同様“自治会離れ”の進行や、役員等の業務が負担であり、仕事をしている人が引受けづらい状況であることなどがあげられます。

#### (3) 自治会への加入促進

自治会アンケートの調査結果をみると、自治会への加入促進について約半数の自治会で課題を抱えていることが分かりました。

また、自治会に入会しない理由として、「活動に興味がない」や「活動が億劫だ」が多く、“自治会の必要性”を感じていない人が増えていると考えられます。

これら課題の解決に向けて

① 地域住民のみなさまに、自治会の必要性を再認識してもらうこと

② 自治会活動の負担を軽減すること

が必要だと考えています。

## II 自治会って何をしているの？ どうして必要なの？

### 1. 自治会とは

みなさん“自治会”とはどういう組織かご存知でしょうか。

広辞苑では自治会とは①「学生・生徒が学校生活を自主的に運営するために組織した団体」、②「同一地域の住民が地域生活の向上のためにつくる自治組織。」と記載されています。

みなさんが普段活動されている自治会は広辞苑で示されている②の組織です。つまり、自治会とは「**同じ地域に住んでいる人々が、その地域での生活を自分たちでより良く、豊かなものにするために、自主的に運営している任意団体**」です。

自治会は行政によって組織されたものではなく、行政と協力し合いながら、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という“協働のまちづくり”の精神が息づいているとても重要な組織となっています。

### 2. 自治会の活動内容について

#### (1) 安全・安心のまちづくり

子ども・高齢者の見守り活動や、非常時の対応など、地域の安全・安心や防災に関する活動をしています。

<例>

- ・子どもの登下校時の見守り活動
- ・高齢者の見守り活動
- ・防災に関する情報発信（防災訓練、避難訓練等）
- ・防災グッズの確保
- ・防犯灯の設置、管理 など

自治会はみなさんの生活にどのように関わっているのでしょうか？



#### (2) 地域住民同士の交流活動

小さな子どもからお年寄りまで幅広い年代が生活している地域で、住民同士の交流やコミュニケーション育む活動をしています。普段からコミュニケーションを取れる関係を構築することで、非常時の情報伝達・避難行動を迅速に行うことや、「見慣れない人が子どもに声をかけている」など地域の防犯、安全・安心のまちづくりにも繋がります。

<例>

- ・お祭り、お楽しみ会（夏祭り、クリスマス会、バーベキュー大会など）
- ・ラジオ体操
- ・敬老の集い など



### (3) 広報、広聴、要望活動

地域のみなさまに自治会活動や行政、学校などの行事・イベント・その他お知らせ等の情報を自治会だよりや回覧板を通じて発信しています。

また、その地域で暮らすうえでの課題や改善点を自治会で話し合ったり、住民から聴き取ったりすることで、地域の要望として行政や学校、業者等へ伝達しています。

<例> ・自治会だよりの発行・自治会回覧の実施・地域要望の実施 など



### (4) 地域の環境美化活動

地域住民が清潔かつ明るい環境で暮らせるように、ごみステーションの設置・管理、地域の清掃活動等の環境美化活動をしています。

<例> ・地域の清掃、草刈り・ごみステーションの設置、管理  
・資源回収 ・花苗運動 など



### (5) 冬の生活道路の排雪活動

北海道の冬に雪の排雪は欠かせない作業です。自治会では自治会内の生活道路の通行や拡張のため、業者と契約し排雪作業を実施しています。

<例> 自治会排雪



## 3. 自治会は地域の生活に必要な存在です

前述した通り、自治会はみなさんが「普通」に「当たり前」の生活するためにとっても大切な役割を担っています。

自治会が無くなってしまったときのことを想像してみてください。隣近所の人たちとの交流の場がなく、災害が発生してしまったときお互いに助け合うこと（共助）をためらってしまうかもしれません。

また、ごみがポイ捨てされたまま、草が伸び放題、街を彩る花もない、防犯のための外灯もなく、暗く怖く清潔感のない雰囲気の街になってしまうかもしれません。

子どもや高齢者を見守る人もなく、小さな子やお年寄りにとって危険な街になってしまうかもしれません。

地域のみなさんが「普通」に「当たり前」に心地よく生活するために、自治会は必要な組織であり、活動をより活性化していく必要があると考えています。そのためにはまず、地域のみなさんが自治会とはどのような組織で、どのような役割を担っているかを知ってもらうことから始まると思います。周りに「自治会ってよくわからない」、「必要ないよね」という人がいたら、ぜひ「こんなことしてるんだよ」と伝えてみてください。「知っている」ことが活動への理解や関心に繋がると考えています。

## 4. 江別市自治会連絡協議会とは

江別市には「江別市自治会連絡協議会」という組織（以下、「自連協」という）があります。

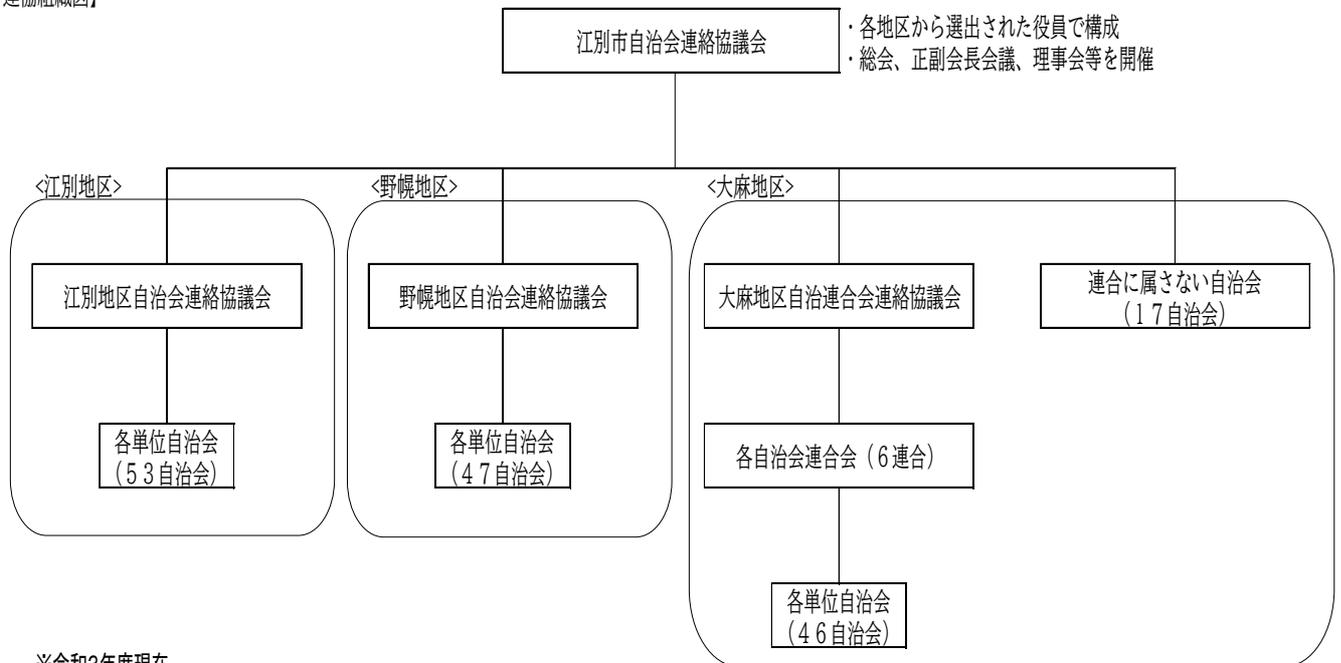
自連協は自治会相互の連携を図りながら、市全体で住みよいまちづくりを進めていくために、市内の単位自治会・地区連合会で設立した組織です。

具体的な活動として、江別・野幌・大麻の各地区から役員を選出し、総会や正副会長会議、理事会等で市等からの報告事項や、各地区・各自治会の情報等について議論・共有をしています。

行政に対して市内自治会の総意を伝えたり、行政からの協力依頼等について議論したりと、自治会と行政を繋ぐ重要な役割を担っています。

また、自連協の事務局については江別市生活環境部市民生活課が担っています。

【自連協組織図】



※令和3年度現在



## ちょこっとメモ：避難行動要支援者避難支援制度について

災害発生時、自ら避難することが困難であり、支援を必要とする「避難行動要支援者」とされる方たちは、情報を速やかに入手できないという不安があります。また、大規模災害時などに要支援者の方々が迅速かつ安全に避難をするためには、自治会、民生委員・児童委員などの地域の住民組織の避難支援体制の充実が必要不可欠です。

しかし、日常の中で地域のどこに要支援者がいるのか、どんな支援を求めているかを地域のみなさんが把握するのは難しいという課題があります。



そこで市が要支援者の情報をまとめ（要支援者の中で個人情報自治会等の避難支援関係者に提供することについて同意された方）、その情報を支援組織（自治会や民生委員などの支援する方）に提供し、**地域のみなさんによる共助**の避難支援体制づくりを進めるために、平成21年からこの制度を実施しています。

具体的には大規模災害が発生したときに、自分自身と家族の命を最優先に考え、無理のない範囲で要支援者の安否確認や救出・救助活動、避難支援の協力を支援組織にお願いしています。

※制度への協力を了承し、個人情報の管理などを定めた規約や誓約書、覚書などを市に提出いただいている自治会にのみ名簿の提供をしています。

### 【この制度に関する問い合わせ先】

江別市総務部危機対策・防災担当

電話：011-381-1407

メール：kikitaisaku@city.ebetsu.lg.jp



# III 自治会の運営

## 1. 自治会の運営にあたって

第II章では自治会とはどんな組織で、どのような活動をしているかを紹介しました。本章では、自治会を運営するにあたり必要なことについて記載していきます。運営にあたって、まず次の5つが必要となります。それぞれについて、簡単に内容を紹介していきます。

- (1) 規約、会則 … 自治会の運営や活動に関する基本的なルール
- (2) 人 … 役員
- (3) 会議 … 総会、役員会など
- (4) 事業計画 … 具体的な活動計画
- (5) 会計 … 予算

### (1) 規約、会則 … 自治会の運営や活動に関する基本的なルール

自治会を運営するためにはまず 規約（ルール）をつくるのが大切です。

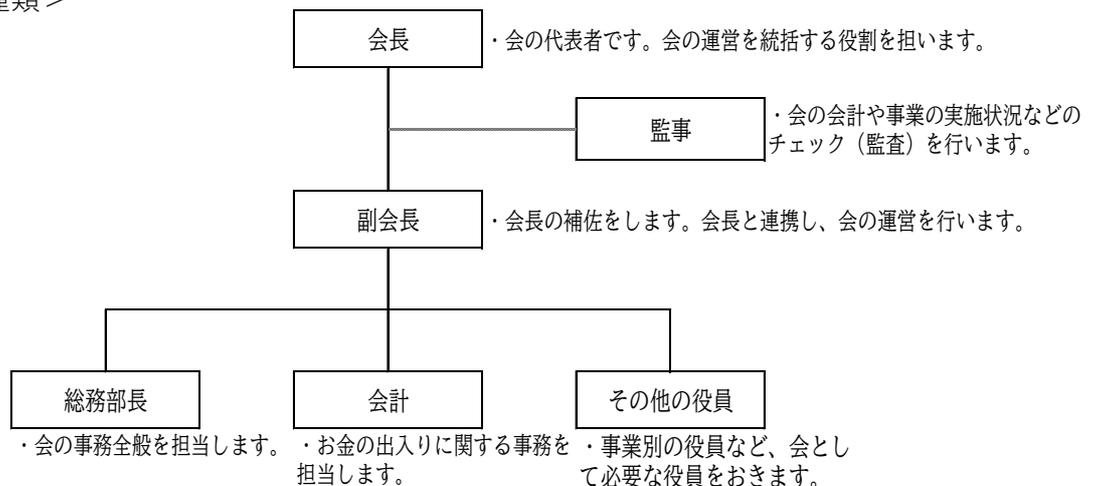
運営に関するルールをみんなで決めて可視化することで、役員の方が悩まずに活動を行えます。

また、状況の変化によって、決めたルールが合わなくなることがあります。みんなで話し合い、必要に応じて実情にあった内容にルールを見直すことが求められます。

### (2) 人 … 役員

自治会を運営していくにあたって、会長、副会長などの役員を決める必要があります。どのような役員をおき、どのような役割を担うか、また選出方法や任期などは、それぞれの自治会の規模や状況によって変わってきます。みなさんで話し合い決めていくのが大切です。

<一般的な役員の種類>



<その他の役員>

会によっては区長、班長などを役員とする場合もありますし、会の事業を部会に分けて、その部会長を役員とすることもあります。また、防犯、環境、青少年育成など、分野ごとに専門部長をおいている自治会も多いです。

### (3) 会議 ・ 総会、役員会など

自治会の運営にあたって、どんな活動をするか、ルールはどうするか、何にお金を使うかなどをみなさんで話し合っただけで決めることが大切です。そのための会議の種類や、誰が出席するかなども規約で定めておくが良いです。

#### <総会>

自治会の会議の中で最も重要な会議が総会です。基本的には年度初めに1回開催し、会員全員に出席等呼びかけます。総会では「前年度の報告（事業、決算、監査）」、「新任役員の選出」、「新年度の計画（事業、予算）」などについて会員に報告、提案して審議と議決を行います。このように総会は自治会の根幹となる事柄を決定する最高表決機関です。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止等のやむを得ない事情があり、総会の開催が困難な場合、書面による決議にて実施する場合があります。そのほかにも、緊急的な事案が発生した場合、臨時総会を開催する場合などもあります。

#### <役員会>

役員会は自治会の執行機関です。総会に報告する原案の決定や、総会で決定した内容について具体的な事務の執行に係る協議など（イベントの企画、準備など）を行います。役員会の構成や開催頻度などは自治会によって様々です。

### (4) 事業計画 ・ 具体的な活動計画

事業計画とは自治会が1年間行う活動の具体的な内容、目的、時期、方法などを示すものです。自治会のその1年間の活動方針となります。単純な活動の計画書というわけではなく、その活動の目的や内容などを会員全体で共有し、みんなで取り組んでいくことを明確化するととても重要な役割を担っています。

計画の検討をする際は、役員だけで決めるのではなく、できるだけ多くの人の意見を聞き、会員みなさんの賛同や協力を得られるような事業内容にすることが大切です。

また、これまでの活動の反省も踏まえ、毎年の事業であっても内容や方法を都度見直しするなどの工夫が大切です。

### (5) 会計 ・ お金の管理、予算

自治会が住民から信頼されるために、お金を適正に扱うことが重要です。しっかりと管理をし、地域生活向上のために無駄のないように使うことを意識しましょう。

#### <収入>

自治会の収入は基本的に会員からの「会費」です。会費の額は地域の事情によって様々ですが、会費の中にどのような経費が含まれているのかを、会員のみなさんに周知することが望ましいでしょう。

また、多くの自治会では班長さんや区長さんが会費の集金をされていると思いますが、預かった会費は厳重に管理し、町内会等の口座があればこまめに入金するなどして、なるべく現金を手元に置かないようにしましょう。

#### <支出>

支出する際は自治会の活動方針に沿っているかを確認し、支出した場合は必ず領収書や振込伝票などの支払った証拠となる書類を保管しましょう。また領収書のあて先、金額、日付、ただし書きなどが正しく記載されているかの確認も必要です。

#### <管理>

自治会の通帳や印鑑は施錠できる場所に管理するようにしましょう。帳簿を作成し、収入・支出した際は必ず帳簿に記載し、定期的に通帳残高や領収書等の額と帳簿に記載した額が合致しているかを確認しましょう。

#### <予算・決算>

事業計画などをもとに年度当初に自治会の1年間の収入と支出の計画を予算書とし作成します。また、年度末には収支の実績をまとめて決算書を作成します。予算・決算ともに総会で提案し、承認を得ることが望ましいです。

#### <監査>

予算書、決算書、帳簿、通帳などを確認し、自治会の1年間の収支が目的に沿っているか、自治会のルールに則って会計処理がなされているかなどをチェックします。不適切な部分があった場合は、改善点について共有し次年度へと引継ぎをします。

## 2. 個人情報の取扱いについて

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。改正前は5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者（町内会・自治会等も含む）に個人情報保護法が適用されます。

この法律は、個人情報を適切に管理して、安全に利用しましょうという法律です。

### 【 個人情報とは 】

よく「個人情報の取扱いには注意を！」との話を聞きますが、そもそも「個人情報」とはどのような情報を言うのでしょうか。改正個人情報保護法では個人情報とは「生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」と定義されています。

具体的には下記のような情報を指しています。

(1) 氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できるもの  
(他の情報と容易に照合でき、それにより、特定の個人を識別できるものを含む)

(2) 個人識別符号（下記の①、②）が含まれるもの

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子的に利用するために変換した以下の符号

顔、指紋、掌紋、虹彩、手指の静脈、声紋、DNA など

②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる以下の公的な番号

マイナンバー、旅券番号、免許証番号、基礎年金番号、住民票コード、各種保険証の記号番号など

### 【 取扱いのチェックポイント 】

(1) 個人情報取得の目的は明確に、公に

- ・ 個人情報を取得する際は、どんな目的で利用するのかについて具体的に特定しなければなりません。
- ・ 個人情報の利用の目的は、あらかじめ公表するか、本人に知らせる必要があります。
- ・ 個人情報のうち、本人に対する不当な差別・偏見が生じないように特に配慮を要する情報（人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報など）は、「要配慮個人情報」として、取得するときは本人の同意が必要です。

(2) 個人情報を利用するときは目的の範囲内で

- ・ 取得した個人情報は、利用目的の範囲内で利用しなければなりません。
- ・ すでに取得している個人情報を、取得時と異なる目的で使用する際は、本人の同意が必要です。

(3) 個人情報の保管は安全に

- ・ 取得した個人情報は漏洩などが生じないように、安全に管理しなければなりません。

例) 紙の個人情報は鍵のかかる引き出しで保管する

パソコンの個人情報ファイルにはパスワードをかける

個人情報を扱うパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる など

(4) 個人情報を他人に渡すときは本人の同意が必要

- ・ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

※業務の委託、事業の継承、共同利用は第三者に当たりません。

<本人の同意を得なくても個人情報を他人に渡すことが出来る場合>

- ・ 法令に基づく場合（例：警察からの照会）
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、かつ本人からの同意を得るのが困難なとき（例：災害時）
- ・ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合で、かつ本人の同意が難しいとき（例：児童虐待からの保護）
- ・ 国や地方公共団体への協力

(5) 本人から請求があった時には対応を

- ・ 本人からの請求があった場合、個人情報の開示、訂正、利用停止などに対応しなければなりません。
- ・ 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処しなければなりません。
- ・ 個人情報を扱う事業者や団体の名称や個人情報の利用目的、個人情報開示などの請求手続きの方法、苦情の申出先などについて、聞かれたら答えられるようにしておくなど、本人が知り得る状態にしておかなければなりません。

【 個人情報について相談したいときは・・・ 】

個人情報保護法について分からないことがあるときは、個人情報保護委員会が設置している「個人情報保護ダイヤル」にお問い合わせください。個人情報保護の一般的な解釈や、個人情報保護制度についての質問に答えてくれます。

<問い合わせ先>

個人情報保護法相談ダイヤル

電話番号：03-6457-9849

受付時間：平日9:30～17:30（土日・祝日・年末年始は休業）

## IV 自治会への加入促進に向けて

### 1. なぜ加入促進しなければいけないの？



加入は強制ではありませんが、Ⅱ章でも述べたように、自治会は地域の生活を支える、なくてはならない存在です。自治会の存続のためにも、加入促進が必要です。

日ごろから自治会の活動に参加している人にとっては当たり前でも、そうでない人には意外に知られていない場合が多くあります。

直接的なかわりはない場合でも、自治会の活動が生活を支えている場面がたくさんあることをお伝えし、加入を呼びかけましょう。

### 2. 加入促進の方法

特に、新たに転入された方は地域についても、わからないことばかりで不安がいっぱいなので、まずは、自治会の存在や活動内容をPRして自治会とは何かを知ってもらいましょう。

令和3年度実施の自治会アンケートでは、多くの自治会で対象者の自宅へ訪問することが多いことが分かっています。以下に訪問の簡単な流れを紹介するのでご活用ください。



#### (1) 訪問の前に

訪問の際は、紙の資料を用いて説明すると、より理解が深まります。自治会の魅力が伝わるような資料を準備しましょう。

- <例> ・自治会だよりや行事のチラシなど、自治会の活動をPRできるもの  
→どんなことをしているか分かりやすく説明するため。
- ・役員や区班長の名簿、連絡先  
→メールアドレスも記載していると連絡がスムーズです。
  - ・事業報告や事業計画  
→自治会の年間を通しての活動を説明するため。
  - ・予算・決算書等  
→自治会費等の使途の説明をするため。
  - ・自治会規約(会則)



## (2) 訪問

- ・訪問人数 2～3人  
※1人では信頼性が薄まり、大人数では圧迫感を与えてしまうので注意
- ・時期 ①新規転入者→転入後間を置かずに訪問  
②既住居者 →年度初めやイベント開催時
- ・説明 「私たちの自治会ではだれもが住みやすいまちづくりを目指して様々な活動をしています。」  
＜例＞防災訓練、児童などの見守り活動



具体的な活動内容を根拠、目的を明確にして紹介すると、より自治会加入の必要性を理解していただけます！



### ① その場で加入を希望する

加入申込書に記入していただき、受け取って帰ります。

その際に、今後の連絡先として、会長をはじめとする役員、一番身近な存在となる区班長などの連絡先を伝えておきましょう。

※メールアドレスなども伝えておくと、今後連絡のやり取りするときのお互いの負担が軽減されます。

### ② 加入について検討している

加入申込書を渡し、担当者の連絡先を伝え「ご検討よろしくお願ひいたします。

また、何かご質問などがあればご連絡ください」と言って帰ります。

⇒数日経って連絡がなければ、再度訪問して加入の意思を確認しましょう。

その際には、疑問点や不安に思われている点の解消に努めましょう。

### ③ 加入していただけない

まずご意見をお聞きし、理解できる部分については共感することが大切です。

その後、地域の状況を話して、自治会活動に協力していただきたい旨を伝えましょう。

⇒どうしても加入いただけない場合は「また来年お伺ひします」などと言って、いったん打ち切ります。

※今後のためにも、加入されない理由を聞き取り、役員間で共有しておくとういでしょう。

### 訪問以外の方法もあります。

例えば、イベント開催時に自治会員以外にも参加してもらおうと、自治会の役割を実感してもらいながら加入していただくことができます。

また、役員に限らず、周辺住民の自然な声掛けも方法の一つです。



### (3) アフターフォローについて

呼びかけに応じ、自治会員となっていたいただいた後も、その方が地域に早く溶け込むことができるよう、支援が必要です。周辺住民と連携し、何か不安に思われていることがないか、時々声をかけてあげるのもよいでしょう。

## 豆知識 ～ 自連協だより「ななかまど」について ～

江別市自治会連絡協議会では、自治会活動を広く会員に周知するため、機関紙「ななかまど」を7月と1月の年2回発行し、自治会員各戸へ配布しています。

江別市自治会連絡協議会がどのような活動をしているのか、自治会と市がどのようにつながっているのかを自治会員に知っていただくために、その時期に江別市自治会連絡協議会が実施、参加した行事の内容についてお知らせしています。

また、市から自治会に対してお伝えしたいことも掲載しています。

具体的には、自治会各種申請関係についての仕組みや申請時の注意点について、防災や交通安全など、自治会役員を始め、自治会員に対しても役立つ情報があります。

「ななかまど」は広報えべつ7月号と1月号に同梱されていますので、ぜひ一度手に取ってご覧ください。



←自連協だより 175号  
(令和4年1月1日発行)より一部抜粋

## V コロナ禍での自治会活動・どうする？

2020年の3月ころから日本国内においても新型コロナウイルスが流行し、今なお感染に気を付けて生活を送らなければならない状況です。

自治会活動においても、多くのイベントや会議などを自粛・中止しなければならず、みなさん大変ご苦労なさっていることと思います。

流行の初期に比べてワクチン接種なども進み、「新しい生活様式」と言われた感染拡大に気を付けた生活にもだいぶ慣れてきていると思いますが、今後もしばらくは今の生活スタイルを維持していく必要があると考えています。

そこで、コロナ禍における自治会活動に関する要点をまとめましたので、活動の参考にしていただければと思います。

### 1. 感染防止対策と新しい生活様式について

#### 基本的な感染防止対策

- マスクを着用する
- こまめに手指消毒をする
- 3つの密を避ける……換気の悪い「密閉空間」
  - ・多数が集まる「密集場所」
  - ・間近で会話や発声をする「密接場面」



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。まずは日頃の生活の中で密を避けるなど、基本的な感染防止対策を実施しましょう。

#### 北海道スタイルプラス2

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国が示した「新しい生活様式」を北海道内での実践に向けて道が「北海道スタイル」として示しています。

道民の皆さまへ  
「北海道スタイルプラス2」の実践をお願いします

 いまは、 きよりとって	 手を洗おう	 咳エチケット	 換気をしよう	 北海道コロナ通知システムと 接触確認アプリ(COCoA)を 活用しよう
 3つの「密」を さげよう	 テイクアウトや デリバリーも	 オンラインを 上手に使おう	 いまは、小声で	 北海道スタイル

はじめよう、つづけよう。「北海道スタイル」

## 2. コロナ禍における自治会活動について

### ①自治会活動の実施にあたって

自治会活動は、地域住民同士の親睦や環境美化、防災防犯など多岐にわたって重要な役割を担っています。しかし一方で、コロナ禍での活動については各種会議など、感染拡大が懸念される活動もあり、活動の実施にあたっては十分な感染防止対策が求められます。

### ②会員や地域住民への理解

自治会活動を実施するにあたり、どのように行えば安心して活動できるかを検討し、対策を講じたうえで実施されていると思います。しかし、どんなに対策を講じても、感染拡大に対する不安を感じる会員や住民は少なくありません。

会員や住民の不安を解消するためには、その活動の「必要性」やどのような「感染防止対策」を講じるかを周知する必要があります。そして活動に対して理解と協力を得て実施することが望ましいでしょう。



## 3. 活動を実施するために

### ①基本的な感染防止対策を実施しましょう

- ・マスクの着用を徹底しましょう

⇒感覚過敏や呼吸器の病気など、マスクを着けたくても付けられない方もいます。

また、夏場などには熱中症に注意する必要があります。



- ・手指の消毒や、手洗いうがいを徹底しましょう

⇒こまめに行うことで、ウイルスを取り込んでしまう可能性を減らしましょう。

- ・3つの密を徹底的に回避しましょう

⇒「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」を作らず、避けましょう。



- ・体調不良の人は活動を自粛しましょう

⇒イベントや会議の前には必ず検温をし、咳やのどの痛みなどの風邪症状のある人や、体調がすぐれない人は参加を控えましょう。また、体調等に不安のある人は、自主的に参加を控えましょう。



- ・参加者名簿を作成し、1ヶ月程度保管しましょう

⇒名簿は万が一、感染者が発生し追跡調査が必要になった場合に活用します。個人情報保護の観点から、本人に同意を得たうえで作成し、保管場所にも留意しましょう。

## 4. 特に注意が必要な活動

飲食や運動など密が避けられない活動については、中止を含めてよく検討し、どうしても開催しなければならない場合は3（1）の感染防止対策（密に関しても避けられるところは避ける）を徹底しての開催を検討してください。

- 調理・会食を伴う活動、運動することを目的とした活動（ダンス、体操、運動会など）、密閉した部屋で大きな声を出すことや歌う活動（カラオケ、合唱など）

## 5. それぞれの活動における具体的な留意点

### ①総会、役員会、各種会議等の開催

- ・密を防ぐため、可能であれば書面開催を検討する。
- ・オンラインでの開催を検討する。
- ・集まって開催する場合は、書面表決や委任等の方法を活用し、できる限り少ない人数で開催する。
- ・人と人との間隔を2メートル以上（最低でも1メートル以上）空け、マスクを着用し、飛沫感染を防ぐ。
- ・定期的に換気（1時間に2回程度、1回5分程度）をし、密閉空間になることを防ぐ。
- ・参加者名簿を作成し、1ヶ月程度保管する。
- ・マイク等を使用する場合は、都度消毒をする。 など

### ②自治会費等の集金活動

- ・毎月集めるのではなく、数か月に1度など可能な限り回数を減らす。
- ・集金訪問時はマスクを着用し、金銭の受け渡しの前後は手洗い・消毒を徹底する。
- ・口座振込等で集金を実施する。 など

### ③回覧

- ・緊急性を判断し、回覧の要否を検討する。
- ・直接の手渡しを避け、郵便受け等に入れる。
- ・SNS等を利用した電子回覧板などのサービスを利用する。 など

### ④清掃活動、花苗活動

- ・人と人との間隔を2メートル以上（最低でも1メートル以上）空け、マスクを着用し、飛沫感染を防ぐ。
- ・複数人で活動する場合は、マスク、手袋を着用し、会話は控えて接触機会を減らす。
- ・参加者名簿を作成し、1ヶ月程度保管する。 など

### ⑤地域のまつりなど

- ・参加者は自治会員のみに限定し、万が一感染が発生したときに追跡できるように参加者は名簿で管理する。
- ・調理をする場合、調理員は必ずマスク、手袋を着用し、手袋はこまめに交換する。

- ・調理器具や食器はこまめに消毒・洗浄する。
  - ・会場内で飲食をする場合は、アクリルボードを設置するなど、感染防止を徹底する。また黙食を促す。 など
- 

#### ⑥ラジオ体操

- ・参加者名簿を作成し、1ヶ月程度保管する。
- ・2メートル以上（最低でも1メートル以上）距離を空ける。
- ・終了後は早期解散を促す。 など

※記載はあくまでも一例です。各自治会において、適宜、感染拡大防止の対策に努めてください。

## VI 活動事例紹介

### 事例 1 オンライン化の推進 【萌えぎ野自治会】

新型コロナウイルス感染防止対策  
会員の負担軽減

コロナ禍になり密を避けることが求められ、多くの自治会が役員会等の会議を縮小・中止しなければならぬ状況となりました。その中、萌えぎ野自治会では、自治会館にオンライン会議システムを導入し、密を避け安心して会議が開催できるようにするなど、多様なことに取り組んでいるので、詳しい取り組み事例について紹介します。

#### ～ 自治会館のネット環境の整備 ～

自治会館にノート PC、光回線&Wi-Fi（ネットワークに繋ぐため）、WEB カメラ（自治会館内の様子を映すため）、プロジェクター（PC の画面を大きく投影するため）を導入・設置し、WEB 会議システム（Skype）を利用して役員会をオンライン化しています。

スマートフォンや PC を使用できる人は自宅など自治会館以外の場所から役員会に参加し、ネットワーク機器を使用できない人は自治会館に集まり参加しています。そのため、自治会館に PC や WEB 会議システムの操作ができる人が必ず 1 人は必要です。



導入した結果、以前は自治会館に 20 人ほど集まって役員会をしていましたが、導入後は自治会館には 5～7 人でそれ以外の人は自宅などから参加できるようになりました。密を避けられるだけでなく、スマートフォンや PC があればどこからでも参加できるため、会議参加者の負担軽減にも繋がります。

また、役員会はリモートでの参加を強制するのではなく、自治会館に来て参加するか、リモートで参加するかを選択できるようにしたので、ネットワーク環境が利用できない役員に対しても柔軟に対応することができます。

このように、オンラインシステムの導入には多少の経費がかかったり、サポート体制を整える必要がありますが、コロナ禍においても自治会活動を停滞させることなく、また参加者の負担軽減にもなるため、仕事をしている方、子育てや介護をされている方も自治会活動に参加しやすくなるなどのメリットがあります。



↑ 萌えぎ野自治会館のオンライン会議で実際に使用している WEB カメラ、ノート PC、プロジェクター。このような機器は、以前よりも安価で入手することができるようになったため、手軽にオンライン化を進めることができる。

## ～メールアドレスを用いたデータのやりとり～

萌えぎ野自治会では、オンラインミーティングを開始するにあたって、メールアドレスのない役員にはメールアドレスの作成を要請しました。各役員のアドレスは、役員名簿と一括で管理しています。

これによって、役員会の資料を事前に各役員へ送付できるようになりました。以前は、役員会の際に紙で資料を配布していたため、十分に資料を確認する時間が取れないまま会議が進んでいた部分がありましたが、事前に資料を確認したうえで会議に臨むことができるため、活発に意見交換できます。また、オンラインミーティング上で資料を画面共有することで、相互理解をより深めることができます。

同様に、議事録についても各役員へメールで送付しています。

## ～役員へのサポート体制の強化～



オンライン化にあたり事前に執行部側から各役員に何をどうするのかを周知、説明すること、また、使い方が分からない役員に対しても、サポート体制をしっかりと整えることで役員からの反対意見はありませんでした。

70代の役員も問題なくスムーズにオンラインミーティングに参加していて、年齢が障壁にはなっていません。

役員会以外にもスムーズな連携を進めるため、以下の取り組みを実施、または予定しています

- ・ LINE で役員グループを作成し日常的な連絡はそちらを活用する。  
→集まらなくても一人の発言を役員全員で共有することができます。
- ・ 自治会の公式 LINE アカウントを作成し、全会員を対象に友達登録をしてもらい、自治会全体に速やかに周知したいお知らせ等（排雪やごみ回収の日程変更など）を発信する。（令和4年度実施予定）  
→役員は知らせたい情報を瞬時に友達登録をした全会員に周知することができ、会員は自らホームページ等にアクセスしなくても必要な情報をただちに入手できます。

## ～他団体と協力して行う自治会活動～

コロナ以前には、夏祭りで自治会以外の団体にも協力を仰いでいました。

例えば、自治会のなかの大学生とのつながりを活かして、大学生たちに協力を呼びかけ、ボランティアとして参加、実行委員会のメンバーとして夏祭りのゲーム運営等に携わってもらいました。大学生がゲームなどの運営をすることで、子どもたちに夏祭りをより楽しんでもらうことができました。

また、高齢者クラブの昂会には、夏祭りの大人盆踊りで最初に踊っていただいていたいました。そうすることで大人の盆踊りも賑わいが出るようになりました。

新型コロナウイルスが拡大してからは夏祭りを実施できずにいましたが、代替イベントとしてYouTube Live を利用して大抽選会を実施しました。コロナ禍においても自治会員のつながりは非常に重要であると考えているので、感染状況を鑑みながら交流事業を続けていく予定です。

## 事例 2 対応スクリプト作成・負担軽減 【萌えぎ野西自治会】

～自治会⇔自治会員対応スクリプトの作成～

萌えぎ野西自治会では、「自治会⇔自治会員対応スクリプト」を作成し、自治会区域内の全会員、また未加入者にも配布しています。内容は、ごみステーションや自治会排雪についてなど、自治会加入の際などに自治会員から多く寄せられる質問について取り上げています。

# 自治会⇔自治会員対応スクリプト

令和3年4月作成 萌えぎ野西自治会



Q. ゴミステーションはどのように決まるのですか。誰がどこを使うのか決まっているのですか。場所は変えられますか？

A. 萌えぎ野地区の開発・分譲を行っていた東江別土地区画整理組合（H20年3月7日解散）が区画整理の時点で位置を決めており、分譲区画ごとに利用位置を定めたものが前提となっています（区割りマップ参照）。  
場所は変えられますが利用するグループの方々の了解のもと決めていただきます。ただし、道路のカーブ地点や消防設備設置場所、公園などはもちろん×。回収トラックの順路から了解が出ない場所もあります。  
また、新設、移動の際には必ず連絡をください（市への届出が必要）。





Q. ゴミネットは誰が準備するのですか。自治会では配布しないのですか。

A. 新設の場所には最初に自治会から配布することになっています。が、現在はすでに全ステーションを利用しています。ネットの使い方の違いにもよりますし、ゴミステーションは自治会加入者、未加入者が混在しての利用となりますので不公平感をなくすため2回目以降の配布はしておりません。使用するグループの皆さんの維持管理となります。また、アパートタイプなど管理業者が設置した収納庫を利用する箇所もありますのでご理解ください。



<スクリプトを取り入れる以前>

住民が地域のことで疑問に思ったことなどは、自治会の役員へ連絡します。そのため、問い合わせが役員へ集中していました。

お問い合わせの内容も、自治会について理解がない場合が多く、その場合は「自治会とはどういった組織なのか、何をしているのか」というところまで遡って伝えなければいけません。似たような内容についての質問が何度もあるので役員の負担が増えてしまうことが問題でした。

また、各役員での認識や対応が明確に統一されていなかったため、過度に介入し、自治会側の負担が増えてしまったこともありました

<スクリプトを取り入れてから>

スクリプトを役員、自治会員だけではなく、自治会未加入者にも配布することで、「自治会の役割」「自治会で出来ること、出来ないこと」を手間をかけずにはっきりと伝えることができます。また、質問が出た時には役員だけでなく、区長や班長でも対応することができ、誰が答えても同じ内容で対応することが出来るようになりました。

これにより、問い合わせの件数も減少し、役員の負担を軽減することができました。スクリプトは、カラー印刷にしたり、硬い文章ではなくより砕けた文章にすることで多くの住民に読んでいただけるように工夫して作成しています。導入してまだ間もないのですが、その時々に応じてよく聞かれる質問は変わってくるので、役員会や、お問い合わせ内容であった意見を参考に、その都度内容を改訂していく予定です。

～役員の負担軽減や、未加入者への働きかけについて～

役員の負担軽減について、多くの人に仕事をお願いすることで、役員の負担は減り、ハードルも下がっていきます。また、役員という肩書きを重荷に感じている会員も多いので、得意な分野でお手伝いをしていただくという考え方で意見を募集して自治会の運営や活動に協力していただける方を探しています。

アパート居住者などは、滞在期間が短いなどといった理由で自治会への加入率が低くなりがちですが、直接訪問して加入への呼びかけを行うことにしています。何かあったときに一度直接会っていることでコミュニケーションがとりやすくなります。

### 事例3 自治会活動 PR 【上江別第一自治会】

加入促進事例

役員等の負担軽減

上江別第一自治会では、自治会活動として花壇整備活動や、町内の清掃活動などを実施しています。自治会員のみに活動の周知をするのではなく、会員以外の住民にも周知し広く参加を促しています。

活動時には会員以外の方も数名参加しており、コミュニケーションを取りながら共に活動することで、その後の加入促進に繋がっています。



↑上江別第一自治会の運動会の様子（コロナウイルス感染拡大前に実施）。

大人だけではなく、子ども同士、そして世代を超えたコミュニケーションをとることで、どの年代にとっても住みよいまちに近づくことができる。

## 事例 4 現役世代が運営できる自治会活動【新栄台西自治会】

役員等の負担軽減

役員の担い手不足解消

新型コロナウイルス感染防止対策

～自治会運営の中心を若い世代へ～

新栄台西自治会では「仕事をしている現役世代が運営できる自治会活動」を目指し、令和4年度から運営方法を大きく変更することを試んでいます。

<変更点>

①役員、区長間の電話や Fax での連絡を、ラインワークス<sup>※1</sup>でのやり取りへ移行する。

- ・電話での連絡を移行することで、日中仕事をしていても時間を取られることがない。
- ・連絡内容がデータとして残るので、後からでも見返せる。
- ・送った連絡を誰が「既読」していて、誰がしていないかが一目で分かる。

②自治会費の集金業務を会費ペイ<sup>※2</sup>を使い実施する。

- ・班長、区長が会費を集金する必要がなくなる。
- ・メルマガ機能もついており、お知らせなどタイムリーな情報を発信できる。

③キントーン<sup>※3</sup>を利用し会員のみが見ることができるスペース（場）を作成する。

- ・インターネット上で、会員へのお知らせなどを掲載・周知でき、災害時は安否確認として利用できる。
- ・イベントへの参加など各種申請ごとがあるときは、インターネット上で申請申込できる。

など、役員等の負担を軽減し仕事をしている人でも無理なく自治会運営に携われるように体制の変更に向けて動いています。当然ネット利用環境がない会員もいるため、全てをネットだけで完結させるのではなく、ネット利用ができない会員にも不便がないように調整しています。

また、役員の担い手は学校で PTA として活動されていた方などに「お子さんと一緒に楽しみませんか」と声をかけ、人材の発掘をしています。

そのほかにも、コロナ禍で密を避けるためにライン（LINE）のビデオ通話機能を利用し会議のオンライン化をするなど、積極的に新しい技術を取り入れ業務効率の改善、負担の軽減に取り組んでいます。

※1：ラインワークス（LINE WORKS）とは企業向けのクラウド型ビジネスチャットツールです。

トークアプリの LINE と同じ感覚で使用でき、そのほか個人や組織での予定管理やファイルの共有などを行うことができます。通信内容が暗号化されるなど、セキュリティ面においても国際認証を取得しています。

↓詳しくは HP をご確認ください↓

URL：<https://line.worksmobile.com/jp/>



※2：会費ペイとはサービス運営者向けの入会申込・会員管理・請求管理・決済システムです。会費の支払いをインターネット上で行うことやコンビニなどで振込することができます。

↓詳しくは HP をご確認ください↓

URL：<https://kaihipay.jp/>



※3：キントーン（kintone）とはあらゆる情報の管理、リアルタイムでの共有などができるクラウドサービスです。

↓詳しくは HP をご確認ください↓

URL：<https://kintone.cybozu.co.jp/>



### ～SNSの活用～

ウイズランド大麻北町自治会では、SNS上でのビデオ通話機能や、オープンチャット機能を利用して会議や連絡、引継ぎを行っています。

その結果、集まらずして会議が可能になったり、会議をチャットでのやり取りに置き換えることで、気軽に連絡が取れるようになっています。

また、拘束される時間が減るので、現役世代で働きながらでも自治会の運営が実現できています。

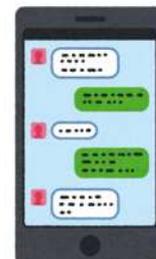
### オープンチャットの利点としては以下のことが挙げられます

例えば…

L I N Eのオープンチャット機能※1を利用することで、個人情報を知られることなく、時間や手間をかけずに自治会のやり取りが可能になります。

個人情報が流出する可能性が少ない

- ・ L I N Eで登録している通常のプロフィールと異なるプロフィールで参加可能である。
- ・ 友達登録をしていなくてもチャットに参加することができる。
- ・ 管理者が閲覧できる人を制限することができる。
- ・ 新しくチャットに参加しても、過去のやり取りも遡って閲覧できる。  
→新しい役員は過去の業務内容や流れを知ることができるので、役員業務の引継ぎ時の負担軽減につながっている。  
また、毎月の回覧も自連協HPからのデータをチャット上で発信することで手間を減らすことができます。



※1：L I N Eオープンチャット機能とはL I N Eのサービスのひとつです。

複数人の利用者がリアルタイムにメッセージを送信するチャットというシステムを利用しています。チャットは、誰かがメッセージを入力すると、即座にすべての参加者に送信されるため、数人で会話をするように使うことができます。

↓詳しくはHPをご確認ください。↓

URL：<https://guide.line.me/ja/services/openchat.html>

## VII 自治会関係補助金制度のご紹介

### 自治会に関する補助金一覧

事業名	ページ	担当窓口
(1) 自治会活動費補助金 A. 地域自治活動支援事業 B. 市政協力事業	29	<p>市民生活課 (高砂町6 ☎381-1018)</p> <p>各種補助金年間スケジュール(市民生活課) を38ページに掲載しています。ご活用ください。</p>
(2) 自治会防犯灯維持費補助金	31	
(3) 自治会防犯灯設置費補助金	32	
(4) 自治会館運営補助金	35	
(5) 自治会館等建築補助金	36	
(6) 資源回収奨励金	38	<p>廃棄物対策課減量推進係 (工栄町14-3 ☎383-4211)</p>
(7) 花のある街並みづくり 事業補助金	39	<p>環境課 自然環境担当 (工栄町14-3 ☎381-1046)</p>
(8) 江別市国民健康保険 特定健康診査等推進事業	40	<p>保健センター 国保健診担当 (若草町6-1 ☎385-4620)</p>
(9) 愛のふれあい交流事業 助成金	41	<p>江別市社会福祉協議会 (錦町14-87 ☎385-1234)</p>

☆ 次頁以降、上記9種類の補助金について具体的な内容をご紹介します ☆

## (1) 自治会活動費補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

自治会が実施する様々な事業を対象に自治会活動費補助金を交付します。

この補助金は、**A.地域自治活動支援事業** と **B.市政協力事業** の2種類で構成されています。

### A. 地域自治活動支援事業

#### ○ 概要

自治会が前年度実施した事業数によって、自治会加入世帯一世帯あたりの補助額を決定します。

#### ○ 補助の内容

事業を活発に行っている自治会には補助金が多く交付される仕組みとなっています。

※詳しい補助額につきましては、毎年3月に送付する申請書様式一式の活動状況報告書をご確認ください。

### B. 市政協力事業

#### ○ 概要

市の広報誌「広報えべつ」の配布及び、回覧などを通した市が実施する事業の周知、各種調査等への協力事業に対する補助金です。

#### ○ 補助の内容

加入世帯一世帯あたり200円を自治会に補助します。

### 【 必要な書類 】

- ① 自治会活動交付申請書
- ② 事業計画書・収支予算書(第2号様式)  
※新年度総会議案書で代用可
- ③ 自治会活動状況報告書
- ④ 総会議案書(新年度のもの)
- ⑤ 請求書
- ⑥ 委任状

※ ④以外は3月上旬に会長宛に送付する補助金案内書類に同封しています

## 補助申請の流れ

- 1, 江別市 : 3月上旬に補助金申請書類の送付

↓

- 2, 自治会 : 4月末までに補助金申請書類一式の提出  
※上記提出に必要な書類①～⑥を提出

↓

- 3, 江別市 : 7月上旬に補助金交付決定処理、決定通知書の送付

↓

- 4, 自治会 : 請求書及び委任状を提出

↓

- 5, 江別市 : 7月下旬頃に自治会指定の口座に補助金を振り込み

### ※新型コロナウイルス感染拡大時の対応について

新型コロナウイルス感染拡大が原因で、思うように自治会活動ができないという現状を踏まえて、令和3年度、令和4年度について、感染拡大前(令和2年度)の単価を採用する特例措置をとっています。

また、状況により、今後についても単価の算出方法が変更になる場合があるので、報告書記入時は毎年ご確認いただきますようお願いいたします

### お願い

審査の際、各自治会の前年度の活動状況の確認は各自治会から提出された事業報告書を用いて行います(総会議案書での代用可)。そのため、事業報告書には**実施した事業の記載漏れがないよう**、確認をお願いします。

ごみステーションの管理や住宅案内板の維持管理など、通年行っている事業についても審査対象ですので、記載をお願いします。

詳細は、毎年3月に各自治会長宛てにお送りしています「補助金等のご案内について」をご確認いただくか、市民生活課までご連絡ください。

## (2)自治会防犯灯維持費補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

### ○ 概要

自治会で設置・管理している街路灯を「自治会防犯灯」といいます。この補助金は、自治会防犯灯の維持管理に係る経費への補助を行うものです。

自治会等ですでに支払が終わった、前年一年間の電気料金の60%を補助します。

### 【 必要な書類 】

- ① 防犯灯維持費補助金交付申請書
- ② 防犯灯電灯料支払明細書
- ③ 請求書
- ④ 委任状
- ⑤ ほくでんから送付された昨年度（4～3月）の「請求内訳書写し」  
または「電気料金領収書写し」  
ない場合は「受領済証明書（ほくでんに依頼する）」

### 補助申請の流れ

- 1, 江別市：3月上旬に補助金申請書類様式を送付  
↓
- 2, 自治会：5月末までに提出に必要な書類①～⑤の提出  
↓
- 3, 江別市：随時補助金交付決定処理、決定通知書の送付  
↓
- 4, 自治会：請求書及び委任状を提出  
↓
- 5, 江別市：随時補助金を指定された口座に振り込み

### (3) 自治会防犯灯設置費補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

#### ○ 概要

自治会防犯灯の新設・更新、または修繕を行う場合に設置費の一部を補助します。自治会防犯灯の新設・更新を予定している自治会は、補助金の交付を受けるために、前年度の10月31日までに計画書兼補助金交付申請書一式を提出する必要があります。

また、防犯灯を修繕する場合も補助金の交付対象ですが、修繕の際は事前に市民生活課へ連絡が必要です。

#### ○ 補助の内容

LED 灯を新設、または水銀灯・ナトリウム灯などから LED 灯に更新した場合が対象になります。

①「総工事費×設置費補助率(下表のとおり)」または、②「1灯あたりの補助限度額(下表のとおり)×灯数」で算出された額のうち、どちらか低い方が補助金の額となります。

(例)

区 分		規 格	設置補 助率①	1灯当り補助 限度額②
LED 灯	ポール式 (自立式)	W 以内		円
		1~20	1/2	100,700
	21~	1/2	156,500	
	共 架 式	1~20	1/2	25,500
21~		1/2	30,000	
共 架 用 柱	鋼管ポール		1/3	14,900
	コンクリート柱		1/3	18,400
江別市宅地開発指導要綱(昭和48年4月1日市長決裁)により設置された防犯灯で自治会等が引き受け、点灯に要する配線設置費			1/2	5,900

【例】20WのLED灯共架式を  
10灯新設する場合  
(工事費総額：400,000円)

この場合は…

$$\textcircled{1} \text{ 総工事費} \times \text{設置費補助率} \\ 400,000 \text{円} \times 1/2 \\ = 200,000 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 1灯あたりの補助限度額} \\ \times \text{灯数} \\ 25,500 \text{円} \times 10 \\ = 255,000 \text{円}$$

①の方が②より低いので、この場合は200,000円が補助金額になります。

#### 提出書類（9月時点）

- ① 防犯灯設置計画書兼補助金交付申請書
- ② 防犯灯設置計画内訳書
- ③ 防犯灯設置費補助金算出票
- ④ 工事業者の見積書
- ⑤ 新設、更新する防犯灯の位置がわかる地図

※①～③の様式は9月の補助金の案内と一緒に各自治会長へ送付します

#### 提出書類（工事完了後）

- ① 完了届
- ② 領収書写し
- ③ 定額制一括電気使用申込書の写し（ほくでん発行）
- ④ 施行証明書兼お客さま電気設備図面の写し（ほくでん発行）
- ⑤ 工事施行箇所図
- ⑥ 請求書、委任状

#### 補助申請の流れ

- 1, 江別市：前年の9月中旬に計画書等提出書類の送付  
↓
- 2, 自治会：前年の10月末までに計画書及び上記提出書類（9月時点）を市に提出  
↓
- 3, 自治会：計画に変更・中止があった場合は、3月までに市民生活課に連絡  
※金額の大幅な変更がある場合計画書及び関係書類を再提出いただきます  
↓
- 4, 江別市：計画書の提出があった自治会へ4月上旬頃に内定通知書を送付（一括送付）  
完了届、請求書及び委任状を同封  
↓
- 5, 自治会：工事業者に工事を発注、施工完了後に総工事費を支払い、領収書を受領する。  
↓
- 6, 自治会：防犯灯工事施工完了後に完了届、領収書の写し、北海道電力の発行する関係  
書類、請求書、委任状を提出する ※上記提出書類（工事完了後）参照  
↓
- 7, 江別市：決定通知書の送付、自治会が指定する口座に補助金を振り込み

## 故障かな？と思ったら

故障した防犯灯の修繕も、防犯灯設置費補助金の交付の対象になります。  
以下に大まかな流れを掲載するので、ご活用ください。

### 提出書類（9月時点）

- ① 防犯灯設置計画書兼補助金交付申請書
- ② 防犯灯設置計画内訳書
- ③ 防犯灯設置費補助金算出票
- ④ 工事業者の見積書
- ⑤ 新設、更新する防犯灯の位置がわかる地図

※①～⑤は工事实施予定の連絡を受けた後担当者へ送付します。

### 提出書類（工事完了後）

- ① 完了届
- ② 領収書写し
- ③ 定額制一括電気使用申込書の写し（ほくでん発行）
- ④ 施行証明書兼お客さま電気設備図面の写し（ほくでん発行）
- ⑤ 工事施行箇所図
- ⑥ 請求書、委任状（工事完了後、市が送付）

## 故障時の補助申請の流れ

- 1, 自治会：防犯灯が切れていることを確認  
ほくでんに連絡し、点滅器の故障か防犯灯の故障か確認  
（点滅器の故障の場合、ほくでんが無償で交換）  
防犯灯の故障の場合、工事予定日を市民生活課へ連絡  
↓
- 2, 江別市：内容を確認  
設置計画書兼交付申請書等の必要書類(様式)を送付  
↓
- 3, 自治会：上記提出書類（9月時点）を市に提出  
↓
- 4, 自治会：工事業者に工事を発注、施工完了後に総工事費を支払い、領収書を受領する  
↓
- 5, 自治会：防犯灯工事施工完了後に完了届、領収書の写し、北海道電力の発行する関係書類、請求書、委任状を提出する ※上記提出書類（工事完了後）参照  
↓
- 6, 江別市：決定通知書の送付、自治会が指定する口座に補助金を振り込み

## (4) 自治会館運営補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

### ○ 概要

地域の生涯学習の場として、自治会館を所有、活用している自治会に対して、自治会館の維持管理を支援するための補助金が、自治会館運営補助金です。

### ○ 補助の内容

自治会館を所有する自治会に一律で35,000円の補助に加え、自治会館の面積に応じて、面積1㎡あたり364円の補助を行っています。

なお、自治会館の活用状況を確認するため、前年度の自治会館事業結果・収支報告書と当該年度の自治会館事業計画・収支予算書の提出が必要です。

#### 提出書類

- ① 江別市自治会館運営補助金交付申請書
- ② 前年度の自治会館事業報告・収支報告書
- ③ 当該年度の自治会館事業計画・収支予算書
- ④ 請求書
- ⑤ 必要な場合は委任状

### 補助申請の流れ

- 1, 江別市：3月上旬に補助金申請書類の送付  
↓
- 2, 自治会：4月末までに提出に必要な書類①～⑤の提出  
↓
- 3, 江別市：6月から随時補助金交付決定処理、決定通知書の送付  
↓
- 4, 自治会：請求書及び委任状を提出  
↓
- 5, 江別市：7月下旬ごろ補助金を指定された口座に振り込み

## (5) 自治会館等建築補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

### ○ 概要

地域住民の福祉の増進と地域活動の育成を図るため、自治会等が自己資金によって自治会館又は老人集会所を建築した場合にその費用の一部を補助するものです。

### ○ 条件

この場合の建築とは、新築、増築、改築又は修繕等のことで、以下の条件を満たした場合に補助金交付の対象となります。

- ・自治会館等の新築又は改築 …… 建物面積が50㎡以上、増築は20㎡以上の場合
  - ・修繕等 …… 費用が50万円以上の場合(建築基準法に規定する主要構造部)
- ※自治会館等の新築、改築、修繕等を予定している自治会は、前年度の10月末までに自治会館等建築計画書一式を提出する必要があります。

- 補助の内容            補助対象面積に該当する建築費総額の2分の1以内の額を補助します。

#### 提出書類

- ① 自治会館等建築計画書
- ② 収支予算書
- ③ 総工事費の見積書
- ④ 会館の見取り図

#### 補助申請の流れ

- 1, 江別市：前年の9月中旬に計画書等提出書類の送付  
↓
- 2, 自治会：前年の10月末までに計画書及び関係書類を市に提出  
↓
- 3, 江別市：計画書の提出があった自治会へ3月上旬頃に補助金申請書を送付  
↓
- 4, 自治会：4月末までに補助金申請書類一式の提出  
↓
- 5, 江別市：5月中旬～6月上旬に内定通知書を送付  
(完了届、請求書及び委任状を同封)  
↓
- 6, 自治会：工事施行完了後、完了届及び関係書類、請求書及び委任状を提出  
※上記提出書類参照  
↓
- 7, 江別市：決定通知書の送付、自治会が指定する口座に補助金を振り込み



## (6) 資源回収奨励金 (廃棄物対策課 ☎383-4211)

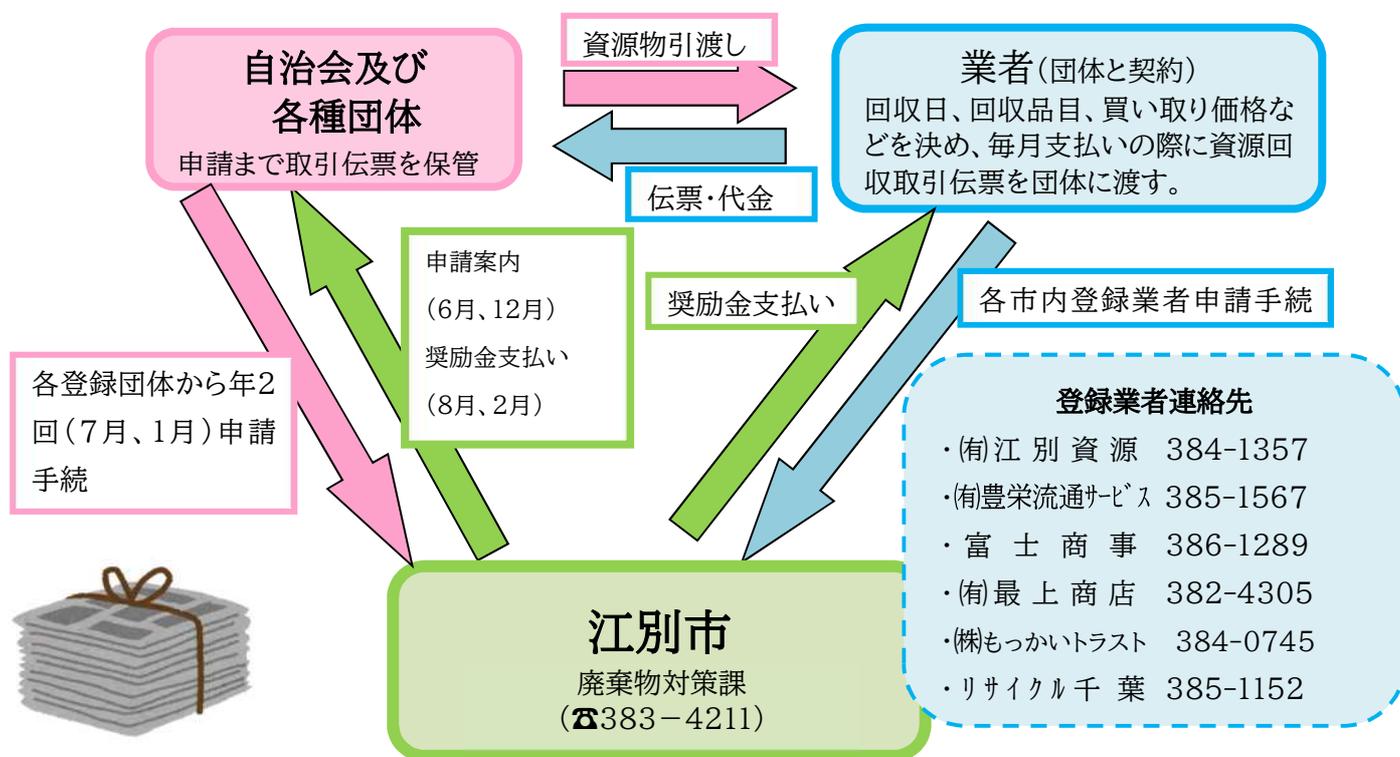


### ○ 概要

自治会などの各団体が地域活動の一環として、各家庭の協力のもと、新聞紙や段ボール、びん、缶、布などの資源物を決まった回収日・場所に集め、回収業者に売却する制度を「集団資源回収」といいます。この奨励金は、自治会などの各団体が行った集団資源回収の実績に基づいて交付するものです。

### ○ 補助の内容

下図に示したとおり、自治会などの団体から年2回、前期分と後期分に分けて奨励金申請の手続きを受付け、回収した資源物1kgにつき3円の奨励金を8月と2月に交付します。



### 補助申請の流れ

- 1, 江別市：6月上旬と12月上旬に資源回収奨励金申請書類一式の送付  
↓
- 2, 自治会：7月中旬（前期）、1月中旬（後期）までに申請書類一式の提出  
↓
- 3, 江別市：8月下旬（前期）、2月下旬（後期）に決定通知書の送付指定された自治会の口座へ奨励金を振り込み

## (7) 花のある街並みづくり事業補助金 (環境課 ☎381-1046)



### ○ 概要

まち全体を花で飾り、明るく潤いのあるまちづくりを目指す「花のある街並みづくり運動」を積極的に推進していくため、自治会等が行う環境美化活動に係る花苗の斡旋と一部助成を行うものです。

花植え活動に係る水やり、草取り、清掃活動などの維持管理の負担に対応する「活動協力金」、肥料をご購入される費用に充てていただくための「肥料助成金」があります。



### ○ 補助の内容

斡旋する花苗代の助成額等については、下表のとおりです。

種 類	単 価 (1株)	助 成 額	(税抜)	
			自治会 負担額	
サルビア、マリーゴールド	77円	42円	35円	
ペチュニア、ベゴニア、インパチェンス	87円	42円	45円	
ブルーサルビア	92円	42円	50円	
ラベンダー	200円	100円	100円	
宿根草 (イトバハルシャギク)	380円	190円	190円	

※令和4年3月現在の価格です。

変動する場合がありますので、担当窓口にご確認ください。

### 補助申請の流れ

- 1, 江別市：10月下旬に「花苗申込書」の送付  
↓
- 2, 自治会：12月中旬までに「花苗申込書」により申込み  
↓
- 3, 江別市：申込受付締め切り後に集計、業者との調整の後に申込み自治会に通知  
↓
- 4, 自治会：花苗担当者と業者の打合せ後、5月中旬～6月中旬に業者によって直接花苗の引き渡し。その際、自治会負担額分を業者に現金で直接支払う



## (8) 江別市国民健康保険特定健康診査等推進事業(保健センター 国保健診担当 ☎385-4620)

### ○概要

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者を対象とした健康診査の受診や健康づくり活動等に積極的に取り組む自治会に対し補助を行うものです。

### ○補助の内容

一自治会あたり20,000円の基本額と、参加者一人あたり500円の加算額の合計額を補助金として交付します。

ただし、交付を受けられるのは一自治会あたり5回までです。

また、完了後には実績報告書を提出していただきます。



### 補助申請の流れ

- 1, 健(検)診受診希望者を募り、集団検診か送迎バス検診のどちらを受けるか選ぶ。  
↓
- 2, 補助金交付申請書と事業計画書を市に提出する。  
↓
- 3, 健(検)診を受診する。  
↓
- 4, 実績報告書と事業実績書を市に提出する。  
↓
- 5, 市からの補助金を受け取る。



※詳しくは保健センター 国保健診担当にお問い合わせください。  
(☎385-4620)

## (9) 愛のふれあい交流事業助成金 (江別市社会福祉協議会 ☎385-1234)

高齢・障がい・疾病などの世帯が住み慣れた場所で馴染みの人達に囲まれながら健康で安心して暮らすことを目的とした地域での助け合い活動を支援する事業です。

この事業は、(1)「愛のふれあい活動」と(2)「地域交流の集い活動」の2つの活動の助成金があります。

### (1) 愛のふれあい活動

#### ○ 概要

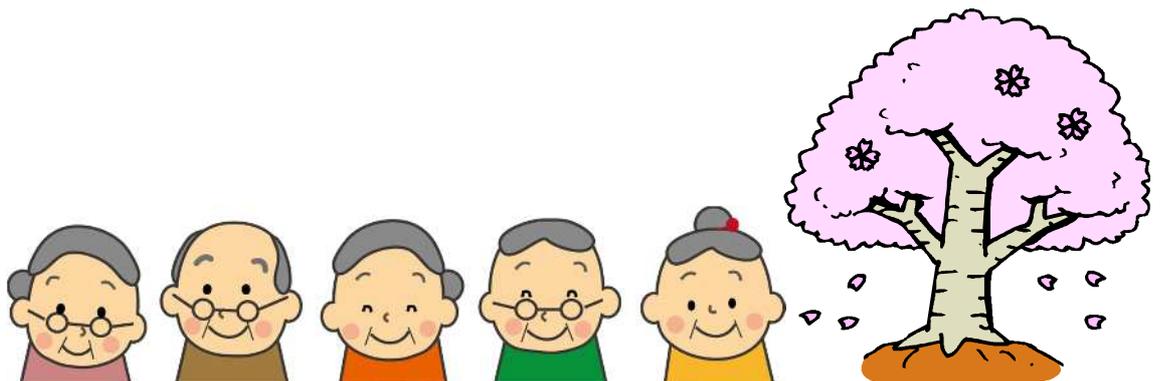
ひとり暮らし高齢者などに対する在宅での支援活動(定期的な訪問や安否確認・声掛けなど)とそのため  
の組織づくり費用として、年額10,000円と当活動のボランティアさんのボランティア活動保険料※1を助成  
します。

### (2) 地域交流の集い活動

#### ○ 概要

愛のふれあい活動の支援対象者や地域の高齢者・障がい者などのために、閉じこもり予防・心身のリフ  
レッシュを目的とする地域住民の交流事業(昼食交流会・福祉学習会・ボランティアとの交歓会など)を実施  
する際に、1事業につき15,000円以内(年間5事業まで)とボランティア行事用保険の最低保険料※2を助  
成します。

また、当事業を実施するために必要な交通費(民間バスの借上代金など)を年間30,000円以内で助成  
します。なお、交通費助成を受けた場合は、領収証(コピー可)の提出が必要になります。



社会福祉協議会：4月上旬に助成金申請書類の送付



自治会：5月31日までに助成金申請書類一式の提出※3



社会福祉協議会：6月中旬に助成金交付決定、決定通知書の送付、  
自治会指定の口座に助成金を振り込み

- ※1 ボランティア活動保険料の助成金は自治会を経由しないで、社会福祉協議会が直接保険料の支払いを行います。
- ※2 ボランティア行事用保険の助成金は自治会を経由しないで、社協が直接保険料の支払いを行います。最低保険料(20名分)のみが助成の対象となりますので、21名以上で保険加入を希望される場合は、超過分1名あたり28円の加入者負担が生じます。
- ※3 助成金の申請は年間を通じて受付しています。6月1日以降の受付分は随時、助成金交付決定、決定通知書の送付、助成金の振り込みを行います。書類に関するお問い合わせは江別市社会福祉協議会へお願いいたします。

### お問合せ先

#### 江別市社会福祉協議会

〒069-0811

江別市錦町14番地87

江別市総合社会福祉センター内

TEL 011-385-1234

FAX 011-385-1236

E-mail Social-Welfare@ebetsu-shyakyō.jp



# VIII 江別市自治会連絡協議会ホームページについて

江別市自治会連絡協議会では、市内の各自治会が、お知らせなどの情報を発信できるホームページを用意しています。このホームページからは、市や他の自治会からの情報も見ることが出来ます。



## 【江別市自治会連絡協議会 HP】



### ▼ 自連協 HP でできること ▼

市から送付する自治会回覧をデータで閲覧できます。(回覧板の代用)

自連協のお知らせを閲覧できます。

各自治会のお知らせを「自治会ページ」で会員向けに発信することができます。

<http://jichikai.ebetsu.org/>



## 【「自治会ページ」の一例（新栄台西自治会）】



### ▼ 自治会ページの活用例 ▼

年間の行事の記録を残す  
→役員の変更の際に、後任の人も助かるかも！

自治会排雪やごみ収集などの予定変更を掲載する  
→回覧より早く情報伝達できます！

利用方法は、ホームページ上の「利用について」をご覧ください。市民生活課(☎381-1018)までお問い合わせください。

〇〇自治会

花壇整備のお知らせ

日時：〇月〇日 花壇の土起こし 〇〇時～〇〇時までを予定  
〇月〇日 花植え 〇〇時～〇〇時までを予定

集合場所 〇〇

持ち物 〇〇、〇〇、〇〇  
〇〇についてはこちらで用意します。

新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください！

市内でも多くの感染者が出ています。

屋外の作業ですが、気を緩めることなく、以下のとおり感染防止対策にご協力ください。

- 1 マスク、手袋を着用して参加してください
- 2 水分補給しながら活動してください。ただし、マスクを外したままの会話は控えてください
- 3 密にならないようお互いの距離を2メートル以上（最低でも1メートル以上）離れて作業してください
- 4 体調不良の方は参加をしないでください  
(熱が37.5度以上ある、咳がある、のどが痛むなど)
- 5 万が一感染が発生し、追跡調査が必要な場合に活用するために「参加者名簿」を作成します

以上、ルールを守って活動し、綺麗な花壇にしていきたいと思います。

お問い合わせはこちら  
名前 〇〇 〇〇  
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇

## 参加者名簿

令和 年 月 日

自治会名： \_\_\_\_\_

万が一感染者が出た場合に、追跡を可能とするため、当日の参加者を下記に記載してください。

No.	氏 名	電話番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※ 新型コロナウイルス感染症防止のため、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供させていただく場合があります。なお、個人情報保護条例に基づき、厳重に管理し、当該目的以外には使用いたしません。

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会 会員各位

〇〇自治会

会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会総会開催（書面表決）のお知らせ

日頃から自治会活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当自治会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面表決による総会を行うことといたします。

つきましては、別紙の総会資料をご覧ください、本紙キリトリ線以下の書面表決書を令和〇年〇月〇日必着で、役員（または班長）の 〇〇 さんまでご提出くださいますようお願いいたします。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、**賛成が過半数の場合（※会則の定めにより異なる場合があります。）**に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

なお、総会当日に役員が集計し、改めて結果を通知いたします。

----- キリトリ線 -----

書面表決書

令和〇年度 〇〇自治会総会において、次のとおり議決に関する権限を行使します。

（※各議案について「賛成」「反対」のどちらかに○をつけてください。）

（○がついていない、どちらにも○が付いている場合は、賛成と見なします。）

第1号議案 令和〇年度事業報告・決算報告 賛成 ・ 反対

第2号議案 令和〇年度事業計画（案）・収支予算（案） 賛成 ・ 反対

第3～6号議案 賛成 ・ 反対

ご意見はこちらにお書きください

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会 会員各位

〇〇自治会  
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度〇〇自治会総会書面表決の結果について

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、本年度の総会は書面での議決とし、令和〇年〇月〇日必着で書面表決書をご提出いただきました。  
その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和〇年度 〇〇自治会総会議決結果

1 提出者

会員〇〇人中〇人提出

2 議事

議案第1号	令和〇年度	事業報告について	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
議案第2号	令和〇年度	収支決算報告について	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
議案第3号	令和〇年度	事業計画（案）について	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
議案第4号	令和〇年度	収支予算（案）について	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
議案第5号		会則の一部改正について	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇
議案第6号		役員改選について	賛成〇〇、反対〇〇、無効〇〇

3 結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。  
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の賛成をもって可決されました。  
第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。  
第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。  
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。  
すべての議案について、過半数の反対をもって否決されました。

4 意見等

〇〇〇〇〇〇〇〇

新規転入された皆さんへ

〇〇自治会  
会長 △△××

ご あ い さ つ

新宅へのご入居を心からお慶び申し上げます。

私達〇〇自治会は、地域に住む住民同士で親睦を深め、住みよい街づくりを実現するために、様々な活動を協力して行っています。

具体的には、夏祭りなど地域交流を進めるイベントの実施や万が一災害が発生したときに備えた防災訓練の実施などです。

自治会は自主的な任意の団体ですので、決して加入を強制するものではありませんが、近所の人を見知らぬ他人から、日々を楽しく過ごすための仲間に変えるためのきっかけとして、ぜひご入会いただきますようお願いいたします。

記

○現在の自治会の会長は (☎ ) です。

○あなたの住んでいる地域は 区 班です。

○現在の班長は さん (☎ ) です。

ご入会の申し込み、また、わからないことや困っていることがありましたら、ご遠慮なく班長や自治会長にご連絡ください。

## 自治会加入申込書

私の世帯は、〇〇自治会への加入を申し込みます。

## 【世帯主】

氏名	性別	生年月日	住所
	男	大・昭・平・令	
	女	年 月 日	☎

## 【同居家族】

氏名	性別	生年月日	※特記事項
	男	大・昭・平・令	
	女	年 月 日	
	男	大・昭・平・令	
	女	年 月 日	
	男	大・昭・平・令	
	女	年 月 日	

※特記事項には自治会に知っておいて欲しい事(例:足が不自由のため災害時には介助願いたい等)を記入してください。

## 【緊急時連絡先】

氏名:	住所:	☎	続柄:
氏名:	住所:	☎	続柄:

この申込書に記載の情報は自治会における活動・災害時対応以外の目的には使用せず、適正に管理・保管します。

〇〇自治会





ちほく

## 自治会活動・運営 お役立ちマニュアル ver.2

編集・発行 江別市自治会連絡協議会・江別市  
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地  
TEL 011-381-1018 / Fax 011-381-1070  
Email [shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp](mailto:shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp)

平成27年3月 第1版発行  
令和4年3月 第2版発行